

STOP!! 長時間労働

～あなたの働き方は大丈夫?～

相談無料
秘密厳守
携帯・スマホOK

連合なんでも
労働相談ダイヤル
0120-154-052
いこうよ れんごうに

今の働き方、仕方がないと
思っていない?!



日本労働組合総連合会（連合）



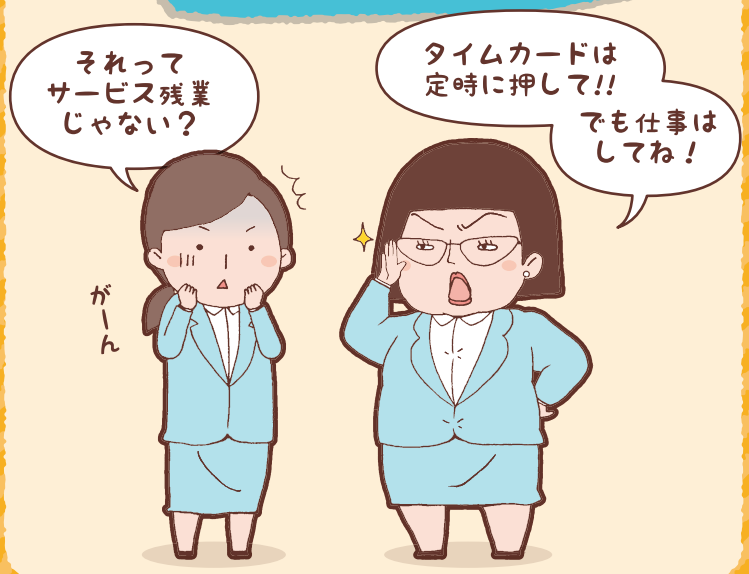
日常化する長時間労働



『36協定』は…??



“残業代が支払われない” サービス残業が横行



有給休暇を取らせてもらえない



休日出勤も当たり前

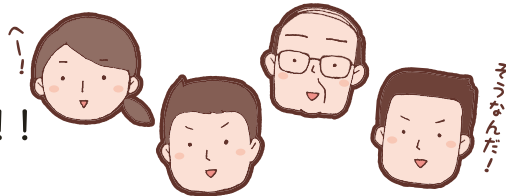




みんなが安心して働くために、

さまざまな **きまり** があります!!

(法律)



そらなんだ!

クラシノ
ソコアゲ
応援団!

2016 RENGOキャンペーン
一人ひとりが主役です。

労働時間の きまり

原則 労働基準法では
「1日8時間1週40時間」と定められています。

ちなみに… 会社が労働者に残業させるためには、
「時間外・休日労働協定(36協定)」が必要です。

休日の きまり

1週間に1日または4週間を通じて4日の
休日が必要です!

休日に働いた場合は、休日**割増賃金**が支払
われます。

36協定ってなに?

上記の時間を超えて勤務を命じる場合は、会社は、労働者の
過半数で組織する労働組合、労働組合がない場合は、労働
者の過半数を代表する者と書面による協定(時間外・休日労働
協定)を結び、労働基準監督署に届け出る義務があります(労
働基準法第36条)。これを通称「36(さぶろく)協定」といいます。

有給休暇の きまり

採用から6ヶ月以上継続して働き、全労働日の8割以上出勤していれば、パートでもアルバイトでも有給休暇は付与されます。また、有給休暇を取得する際、理由を会社に言う必要はありません。

そして…残業をしたときは、 **残業代** が支払われます!

残業代の きまり

割増賃金(残業代)の割増率は法律で決まっています。

①時間外労働(1日8時間または1週40時間を超える場合)	25%以上
②深夜労働(午後10時~翌日午前5時)	25%以上
③法定休日の労働	35%以上
④深夜の時間外労働(1日8時間または1週40時間を超えた部分)	50%以上 (①+②)
⑤法定休日の深夜労働	60%以上 (②+③)

賃金に残業代が含まれていても(固定残業代)、その金額が実際の残業時間分より少ない場合、追加で残業代を支払わなければ**法律違反**です。

例 時給1,000円で働いている人が
1日8時間を超えて働いたときの
時給は

$$\text{時給 } 1,000\text{円} \times 1.25 = 1,250\text{円}$$

ワーク・ライフ・バランスは大事だよ!
働き方に疑問を感じたら、ひとりで悩んだり、我慢しないで、

まずは **連合** に相談!

[常設] **無料「なんでも相談ダイヤル」** (土・日、祝日は留守番電話) 午前9時~午後5時まで



いこうよ れんごうに
0120-154-052

連合宮城

〒980-0014 仙台市青葉区本町2-12-7

☎022-263-9762 **連合宮城** 検索

仙南地域協議会 ☎0224-57-0031
仙台地域協議会 ☎022-263-9762
塩釜地域協議会 ☎022-367-1700

石巻地域協議会 ☎0225-93-0500
大崎地域協議会 ☎0229-22-0588

仙北地域協議会 ☎0220-22-9610
気仙沼地域協議会 ☎0226-24-4565